



平成 28 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 東都水産株式会社
代表者名 代表取締役社長 関本 吉成
(コード番号 8038、東証第 1 部)
問合せ先 取締役総務部門担当 江原 恒
(TEL 03-3541-5468)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において平成28年6月28日開催予定の第68回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、下記「1.（2）発行可能株式総数の変更」及び「1.（3）単元株式数の変更」につきましては、本日別途開示「単元株式数の変更及び株式併合に関するお知らせ」に記載のとおり、本定時株主総会において株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件として、会社法第182条第2項及び第195条第1項の定めに基づき、株主総会の議題とすることなく行います。

記

1. 変更の目的

（1）本店所在地の変更

現在の業務地である築地市場（東京都中央卸売市場築地市場）が豊洲市場（東京都中央卸売市場豊洲市場）へ移転するのに伴い、現行定款第3条に定める本店所在地を東京都中央区から東京都江東区に変更するものであります。本変更の効力は、平成29年3月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって生ずるものとする旨の附則を設け、効力発生日経過後は、これを定款から削除することといたします。

（2）発行可能株式総数の変更

本日別途開示のとおり、本定時株主総会に株式併合に関する議案を付議する予定です。かかる株式併合の割合（10分の1）に合わせ、現行定款第5条に定める発行可能株式総数を1億2,800万株から1,280万株に減少させるものであります。本変更の効力は、株式併合の効力発生日に生ずるものとする旨の附則を設け、効力発生日経過後は、これを定款から削除することといたします。

（3）単元株式数の変更

本日別途開示のとおり、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更するため、現行定款第7条に定める単元株式数を現在の1,000株から100株に変更するものであります。本

変更の効力は、株式併合の効力発生日に生ずるものとする旨の附則を設け、効力発生日経過後は、これを定款から削除することといたします。

(4) 責任限定契約を締結できる会社役員の変更に係る範囲の変更

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)において、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第30条第2項及び第42条第2項の一部を変更するものであります。なお、定款第30条第2項の変更を本定時株主総会に提出することにつきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程 (予定)

- | | |
|---------------------|-----------------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催日 | 平成28年6月28日 (予定) |
| (2) 定款変更の効力発生日 | |
| ① 第3条 (本店の所在地) | 附則をもって定める本店移転日 |
| ② 第5条 (発行可能株式総数) | 平成28年10月1日 (予定) |
| ③ 第7条 (単元株式数) | 平成28年10月1日 (予定) |
| ④ 第30条 (取締役の責任免除) | |
| 及び第42条 (監査役の責任免除) | 平成28年6月28日 (予定) |

4. その他

本日別途、「単元株式数の変更及び株式併合に関するお知らせ」及び「株式併合に伴う平成29年3月期の配当予想の修正に関するお知らせ」を開示しております。

以 上

(別 紙)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(本店の所在地) 第3条 当社は本店を東京都<u>中央区</u>に置く。</p> <p>(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>1億2,800万株</u>とする。</p> <p>(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は<u>1,000株</u>とする。</p> <p>(取締役の責任免除) 第30条 (条文省略) ② 当社は会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間で、同法第423条第1項の賠償責任を、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>(監査役 of 責任免除) 第42条 (条文省略) ② 当社は会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間で、同法第423条第1項の賠償責任を、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(本店の所在地) 第3条 当社は本店を東京都<u>江東区</u>に置く。</p> <p>(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>1,280万株</u>とする。</p> <p>(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は<u>100株</u>とする。</p> <p>(取締役の責任免除) 第30条 (現行どおり) ② 当社は会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、同法第423条第1項の賠償責任を、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>(監査役 of 責任免除) 第42条 (現行どおり) ② 当社は会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間で、同法第423条第1項の賠償責任を、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>附 則</p> <p>第1条 <u>第3条の変更は、平成29年3月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は、本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。</u></p> <p>第2条 <u>第5条及び第7条の変更は、平成28年10月1日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は、平成28年10月1日をもって削除する。</u></p>

以上